

市区町村名：吾妻郡長野原町

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
お	応桑	池ノ塚、ウルイ塚	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		1 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり189円以上のものについてはその評価額を189円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.3	—	—	中 6.3	中 6.3		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 5.5	純 17	純 7.4	純 7.4		
		新田、田通								
		1 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり230円以上のものについてはその評価額を230円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.7	—	—	中 6.7	中 6.7		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 3.7	純 13	純 7.4	純 7.4		
		小菅								
		1 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり230円以上のものについてはその評価額を230円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.7	—	—	中 6.7	中 6.7		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 5.5	純 17	純 7.4	純 7.4		
		田通原								
		1 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり230円以上のものについてはその評価額を230円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.7	—	—	中 6.7	中 6.7		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 5.5	純 17	純 7.4	純 7.4		
		御所平								
		1 1984番地								
(1) 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり580円以上のものについてはその評価額を580円とみなして右の倍率を適用する。)	40	5.5	—	—	中 5.5	中 5.5				
(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 5.5	純 18	純 7.4	純 8.8				

市区町村名：吾妻郡長野原町

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
お	応桑	2 上記以外の地域	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		(1) 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり214円以上のものについてはその評価額を214円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.1	—	—	中 6.1	中 6.1		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 5.5	純 18	純 7.4	純 8.8		
		チカヤ、新田原								
		1 927番地								
		(1) 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり197円以上のものについてはその評価額を197円とみなして右の倍率を適用する。)	40	5.3	—	—	中 5.3	中 5.3		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 5.5	純 16	純 7.4	純 8.8		
		2 上記以外の地域								
		(1) 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり239円以上のものについてはその評価額を239円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.7	—	—	中 6.7	中 6.7		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 5.5	純 17	純 6.0	純 7.4		
上記以外の地域										
1 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり430円以上のものについてはその評価額を430円とみなして右の倍率を適用する。)	40	4.1	—	—	中 4.1	中 4.1				
2 上記以外の地域	30	1.1	純 4.6	純 15	純 6.2	純 6.2				
大津	農業振興地域内の農用地区域	1 国道145号線沿、国道145号線バイパス沿、国道292号線沿			純 4.5	純 6.9				
		2 上記以外の地域			純 3.8	純 5.3				
		上記以外の地域								
		1 八久保								

市区町村名：吾妻郡長野原町

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
お	大津	(1) 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり239円以上のものについてはその評価額を239円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.3	—	—	中 6.3	中 6.3		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 3.9	純 5.4	純 3.0	純 3.7		
		2 上記以外の地域								
		(1) 国道145号線沿、国道145号線バイパス沿、国道292号線沿	30	1.1	中 6.0	中 11	中 5.4	中 11		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 3.9	純 5.4	純 2.9	純 4.3		
か	川原畑	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道145号線バイパス沿			純 4.1	純 7.1				
		2 上記以外の地域			純 3.5	純 4.9				
		上記以外の地域								
		1 国道145号線バイパス沿	30	1.1	中 5.4	中 11	中 5.7	中 11		
き	川原湯	農業振興地域内の農用地区域			純 3.4	純 7.8				
		上記以外の地域								
		1 県道林・岩下線沿	30	1.1	中 5.4	中 11	中 5.7	中 11		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 3.7	純 5.2	純 2.6	純 3.5		
		上記以外の地域								
き	北軽井沢	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道146号線沿			純 8.8	純 23				
		2 上記以外の地域			純 7.0	純 16				
		上記以外の地域								
		1 大屋原								
	(1) 1924番地									
	イ 大学村									
	山林(原野・牧場)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり355円以上のものについてはその評価額を355円とみなして	40	6.9	—	—	中 6.9	中 6.9			

市区町村名：吾妻郡長野原町

中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
き	北軽井沢	右の倍率を適用する。)	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		ロ 上記以外の地域								
		(イ) 山林（原野・牧場）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり380円以上のものについてはその評価額を380円とみなして	40	6.5	—	—	中 6.5	中 6.5		
		右の倍率を適用する。)								
		(ロ) 上記以外の地域								
		A 町道北軽・湯沢線、町道10-41号線、町道10-47号線、主要地方道長野原・倉淵線の各道路に囲まれた地域	40	1.1	中 17	中 27	比準	比準		
		B 上記以外の地域	30	1.1	純 13	純 18	純 11	純 11		
		(2) 1353番地								
		イ 紀州リバーサイド分譲地								
		山林（原野・牧場）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり189円以上のものについてはその評価額を189円とみなして	40	7.2	—	—	中 7.2	中 7.2		
		右の倍率を適用する。)								
		ロ 上記以外の地域								
(イ) 山林（原野・牧場）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり230円以上のものについてはその評価額を230円とみなして	40	6.7	—	—	中 6.7	中 6.7				
右の倍率を適用する。)										
(ロ) 上記以外の地域	30	1.1	純 13	純 18	純 11	純 11				
(3) 上記以外の地域	30	1.1	純 13	純 18	純 11	純 11				
2 新鎌										
(1) 音楽村別荘地										

市区町村名：吾妻郡長野原町

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等									
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼			
き	北軽井沢	(1) 山林(原野・牧場)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり227円以上のものについてはその評価額を227円とみなして右の倍率を適用する。)	40	5.6	倍	—	—	中	5.6	中	5.6		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純	7.5	純	9.4	純	7.4	純	6.5	
		6 南木山ノ内大櫓											
		(1) 山林(原野・牧場)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり243円以上のものについてはその評価額を243円とみなして右の倍率を適用する。)	40	7.4	—	—	中	7.4	中	7.4			
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純	13	純	18	純	11	純	11	
		7 地藏堂											
		(1) 1988番地											
		イ 山林(原野・牧場)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり297円以上のものについてはその評価額を297円とみなして右の倍率を適用する。)	40	7.8	—	—	中	7.8	中	7.8			
		ロ 上記以外の地域											
		(イ) 国道146号線以東で町道10-47号線より北側の地域	40	1.2	中	17	中	28	比準	比準			
		(ロ) 上記以外の地域											
		A 国道146号線沿	30	1.2	中	17	中	27	中	136	中	170	
		B 上記以外の地域	30	1.1	純	9.9	純	21	中	71	中	91	
		(2) 1990、1991番地のうち県道大笹・北軽井沢線より南側の地域、1992番地											
イ 山林(原野・牧場)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり264円以上のものについてはその評価額を264円とみなして右の倍率を適用する。)	40	7.5	—	—	中	7.5	中	7.5					

市区町村名：吾妻郡長野原町

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等							
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼	
き	北軽井沢	山林(原野・牧場)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり352円以上のものについてはその評価額を352円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.6	倍	—	—	中 6.6	中 6.6		
		(2) 東急分譲地									
		山林(原野・牧場)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり285円以上のものについてはその評価額を285円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.9	倍	—	—	中 6.9	中 6.9		
		(3) 王領地の森分譲地									
		山林(原野・牧場)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり593円以上のものについてはその評価額を593円とみなして右の倍率を適用する。)	40	5.6	倍	—	—	中 5.6	中 5.6		
		(4) 上記以外の地域									
		イ 山林(原野・牧場)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり285円以上のものについてはその評価額を285円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.6	倍	—	—	中 6.6	中 6.6		
		ロ 上記以外の地域									
		(イ) 国道146号線沿	30	1.1	中	17中	27中	111中	143		
		(ロ) 上記以外の地域	30	1.1	純	13純	18純	11純	11		
1 1 上記以外の地域	30	1.1	純	9.5純	17純	7.4純	6.5				
な	長野原	農業振興地域内の農用地区域									
		1 遠西、町									
		(1) 国道145号線沿			純	12純	22				

市区町村名：吾妻郡長野原町

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
な	長野原	(2) 上記以外の地域	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		2 上記以外の地域		純 6.5	純 11					
		上記以外の地域		純 3.8	純 6.1					
		1 遠西、町								
		(1) 国道145号線沿	40	1.1	中 19	中 31	比準	比準		
		(2) 上記以外の地域	40	1.1	純 6.7	純 11	純 5.1	純 7.4		
		2 上記以外の地域								
		(1) 国道145号線沿	40	1.1	中 6.2	中 11	中 6.2	中 13		
		(2) 吾妻川より南側の国道145号線バイパス沿	30	1.1	中 11	中 16	中 7.2	中 7.4		
		(3) 上記以外の地域	30	1.1	純 3.9	純 6.2	純 4.7	純 6.1		
は	羽根尾	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道144号線沿、 国道145号線沿、 国道146号線沿		純 3.9	純 6.6					
		2 上記以外の地域		純 3.2	純 5.6					
		上記以外の地域								
		1 国道144号線沿、 国道145号線沿、 国道146号線沿	30	1.1	中 5.1	中 11	中 5.4	中 9.0		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 3.4	純 5.9	純 3.4	純 5.4		
林	林	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道145号線バイパス沿		純 4.1	純 7.1					
		2 上記以外の地域		純 3.5	純 6.1					
		上記以外の地域								
		1 国道145号線バイパス沿	30	1.1	中 5.4	中 11	中 5.7	中 11		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 3.7	純 6.3	純 2.8	純 4.0		
ふ	古森	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道146号線沿		純 2.8	純 6.1					
		2 上記以外の地域		純 2.5	純 5.6					
		上記以外の地域								

市区町村名：吾妻郡長野原町

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等							
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼	
ふ	古森	1 山林(原野・牧場)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり105円以上のものについてはその評価額を105円とみなして右の倍率を適用する。)	40	8.0	—	—	中 8.0	中 8.0			
		2 上記以外の地域									
		(1) 国道146号線沿	30	1.1	中 3.9	中 8.4	中 6.5	中 8.9			
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 2.7	純 5.8	純 5.3	純 6.1			
		よ	与喜屋	農業振興地域内の農用地区域							
				1 国道145号線バイパス沿、国道146号線沿			純 4.3	純 12			
2 上記以外の地域					純 3.3	純 8.4					
上記以外の地域											
1 国道145号線バイパス沿、国道146号線沿	30			1.1	中 5.3	中 15	中 8.3	中 11			
2 上記以外の地域	30			1.1	純 3.4	純 8.4	純 5.4	純 6.5			
横壁	横壁	農業振興地域内の農用地区域									
		1 国道145号線バイパス沿			純 4.2	純 6.9					
		2 上記以外の地域			純 4.1	純 4.1					
		上記以外の地域									
		1 国道145号線バイパス沿	30	1.1	中 5.2	中 11	中 5.4	中 9.0			
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 4.2	純 4.2	純 3.6	純 4.3			